

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（案）」の概要案

序章 計画の策定にあたって

- 1 計画の位置づけ
県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画
- 2 計画期間 H30～H32の3年間

第1章 高齢者を取り巻く状況

| | | H27 (2015年) | H32 (2020年) | H37 (2025年) |
|--------|----------|----------------|----------------|----------------|
| 高齢化率 | [65歳以上] | 24.2% | 26.3% | 27.5% |
| 高齢者世帯 | [75歳以上] | 11.3% | 13.2% | 16.0% |
| | [単身世帯] | 8.3% | 9.6% | 10.4% |
| | [高齢夫婦世帯] | 9.7% | 11.8% | 11.9% |
| 要介護認定率 | | | | |
| ア認定者数 | [65歳以上] | 58,055人 | 67,829人 | 78,294人 |
| イ認定率 | [65歳以上] | 17.1% | 18.4% | 20.6% |

第2章 計画の目指すもの

- 1 基本理念
県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～
- 2 基本目標
 - (1) 地域力を生かした健康づくり・介護予防の推進と共生のまちづくり
 - (2) 持続可能で安心できるサービス提供体制の構築
 - (3) 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化

特に強調したい視点（重点事項）

- 1 人材の確保・育成
介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。
- 2 地域の特性に応じた支援の充実
地域の実情や特性に応じた介護等のサービス提供や地域支援事業が実施されるよう市町を支援するとともに、暮らしに身近なところでの健康づくりや介護予防活動などが展開されるよう、住民やNPOなどの活動の促進や、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを支援します。
- 3 地域医療構想の展開を踏まえたサービスの一体的な提供体制づくり
高齢化の進展や、病床の機能分化・連携などの地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービス需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを適切に、かつ一体的に提供できる体制整備を図ります。

第3章 重点課題と施策

第1節 誰もがいきいきと活躍できる社会づくり

- (1) 高齢者の社会参加の推進と共生のまちづくり
生きがい活動
地域での共生社会づくり
高齢者の就労支援
安全・安心な滋賀の実現
- (2) 健康づくりと介護予防
健康寿命の延伸・健康格差の縮小
健康なひとづくり
健康なまちづくり
市町が行う地域づくりによる介護予防への支援
地域リハビリテーションの推進
要介護状態の改善と重度化予防

第2節 暮らしを支える体制づくり

- (1) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり
地域包括支援センターの機能強化
地域ケア会議の取組の推進
介護予防・日常生活支援総合事業の充実
生活支援体制整備の推進
在宅医療・介護連携の推進
高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
- (2) 医療福祉・在宅看取りの推進
入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携の促進
在宅療養を支援する医療・介護資源の整備・充実とネットワーク活動の促進
新たな在宅医療ニーズに対応できる人材の育成と「ステップ」の仕組みの構築
本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくり
在宅療養を支援する多職種・多機関連携をコーディネートする拠点機能の充実
本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進

第3節 認知症の人や家族等にやさしい地域づくり

- (1) 認知症とともに生きるためのそなえの推進と医療的支援の充実
予防を含む認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
早期発見・早期対応ができる体制の充実
本人の状況に応じた医療・介護等の提供
若年・軽度認知症施策の推進
- (2) 地域での日常生活支援・家族支援の強化
認知症の人と家族を支える地域づくり
地域における専門的支援体制の推進
- (3) 高齢者の権利擁護
高齢者虐待の防止
身体拘束廃止
成年後見制度の利用促進

第4節 適切なサービス提供に向けた基盤の整備

居宅サービス（訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護 など）
地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護 など）
施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設および介護医療院 など）
居宅介護支援事業
共生型サービス
その他のサービス（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅 など）

第5節 介護職員の確保・育成・定着の推進

介護職員の確保
介護職員の育成等
介護職員の定着
介護人材確保・育成・定着施策の効果的実施に向けた環境整備
介護人材確保等施策の実施体制

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1) 自立支援・重度化防止等に向けた市町（保険者）支援
データ分析等を踏まえた地域課題の把握・共有
地域包括ケアシステムの推進に向けた市町の取組支援
介護給付適正化へ向けての取組（ケアマネジメント支援の充実）
市町を支援する体制の強化、職員の専門性向上等
介護保険制度の安定的運営
- (2) サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進
- (3) サービス選択を可能にする仕組みづくり

第4章 計画の円滑な推進のために

市町の役割
・地域包括ケアの推進
・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進

県の役割
・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと医療・介護連携や地域包括ケアの推進などの市町の取組支援
・広域的なサービス基盤の整備と保健・医療・福祉サービスの人材確保

主な指標

住民運営の通いの場の数

(H27) 1,136 団体
(H32) 1,250 団体

訪問診療を受けることができる年間実患者数

(H28) 8,952 人
(H32) 10,380 人

認知症相談医数

(H28) 367 人
(H32) 400 人

特別養護老人ホームの定員数

(H29) 6,545 人
(H32) 7,574 人

介護職員数

(H28) 18,600 人
(H32) 21,100 人
(H37) 24,200 人

自立支援・重度化防止等に係る保険者機能に向けて「十分な県の支援がある」と回答する市町の数

(H28) -
(H32) 19 市町